

措置状況の公表について

平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年10月2日

高梁市監査委員 梅野 誠
高梁市監査委員 内田 大治

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>市民課 「検討」 高梁市路線バス対策費補助金額は、事業者から国や県での審査等を経たうえで提出される申請書類に基づき決定や確定がなされるが、市へ提出されている書類について、様式や記述されている内容について確認が十分でない点も散見された。</p> <p>本制度では、経常費用が経常収益を上回っている部分について、その全額が補助対象となるが、経常費用はバス事業者における乗合運送事業全体で算定されたキロ当たりの費用に実車走行距離を乗じて求める予測費用が用いられている。このため、今後経常費用の内訳や補助対象事業に関する運行記録を確認するなど、事業実績報告書の内容を一層精査することなどを検討されたい。</p>	<p>高梁市路線バス対策費補助金は、事業者から国や県での審査等を経たうえで提出されている書類をもとに決定や確定を行っています。</p> <p>特に確定時の資料としては ※一般乗合旅客自動車運送事業営業報告書 ・営業概況報告書 ・財務諸表一式 ・一般旅客自動車運送事業損益明細表 ・一般旅客自動車運送事業固定資産明細表 ・旅客自動車運送事業輸送実績 ・国県補助金等に係る運行系統の概要及び補助申請額に伴う資料 などを添付しています。</p> <p>これらは基本的に「乗合（路線バス）」・「みなし4条（生活福祉バス）」・「一般高速旅客（高速バス）」の記載が主であり、指摘事項にもあるように「一般貸切（観光バス）」や「その他事業」などの項目については十分な記載がない部分もあるため、運行事業者との協議も踏まえ確認を行なっていきます。</p>

	<p>また、毎年 6～8 月に提出される高梁市路線バス対策費補助金交付申請（概算）における経常費用の計算は、指摘のとおり予測費用が参考ですが、実績報告書は一般乗合旅客自動車運送事業営業報告書の数値や実際の運行系統に係る概要をもとに算出しており、上記資料や時刻表などとも照らし合わせながら数値の精査を行います。</p>
--	--